

## 令和2年度：事業報告書

令和2年度香川県暴力追放運動推進センター（以下暴追センターという。）の公益目的事業を事業計画に基づき実施したが、その概要は次のとおりである。

### 1 広報啓発事業

県民に暴力排除意識の浸透を図り、暴力団員等による不当な行為の予防に関する知識を普及させるため、行政機関・事業所(企業)・関係団体等に対する不当要求防止責任者講習、暴力団排除講習、被害防止講演の実施及び広報媒体等の活用、視聴覚教材等の無料貸出並びに暴力追放街頭パレード、キャンペーンの実施等の広報啓発事業を推進した。

また、暴排活動に功労のあった個人・団体の表彰等により、暴排気運の高揚を図った。

【定款4条第1号、第2号関係】

広報啓発活動は、暴追センターの重要な公益目的事業の一つであり、香川県、香川県警察、香川県弁護士会、香川県防犯協会連合会及び香川県交通安全協会等の協力を得て、広く県民に対して暴排意識の高揚と浸透を図り、暴力団員等による不当な行為を防止するため、各種広報媒体を活用して広報啓発活動を展開すると共に、不当要求防止責任者講習、暴力団排除講習・被害防止講演及び暴力追放街頭パレード、キャンペーンを実施する等の各種暴排活動を積極的に推進した。

#### (1) 広報啓発事業実施状況と内容

① インターネットホームページ、新聞、テレビ広告、大規模商業施設へのデジタルサイネージ広告、郵便局へのセンター名入り現金持ち帰り用封筒の設置、琴電瓦町駅待合ベンチへの広告、琴電電車内への広告設置、高松駅待合室へのチラシポスの設置等により、暴追センターの相談窓口等の周知を図った。

ア 暴力団員等による不当要求行為や迷惑行為の防止対策「暴力は、恐れず・迷わず・すぐ相談」の広報

イ 暴力追放三ない運動・プラス1「暴力団を利用しない、恐れない、金を出さない」プラスワン「暴力団と交際しない」の広報

ウ 香川県暴力団排除推進条例の基本理念「暴力団を利用しない！暴力団に協力しない！暴力団と交際しない！」の広報

エ 電子メールでの相談受付

オ 高松南、高松番町、高松レインボーロード、丸亀駅前の各郵便局に、暴追センター広告入り現金持ち帰り用封筒を設置

カ 琴電瓦町駅待合ベンチに暴追センターの相談窓口を表示しての広報

キ JR 及び琴電車両内広告スペースに相談窓口広告を設置

ク 高松駅待合室への暴追センターチラシポスの設置

② 各種講習の実施と資料の配布、暴排ビデオの視聴

不当要求防止責任者講習、暴力団排除講習、被害防止講演、暴排キャンペーン等の実施と、広報資料の配布、暴排DVD視聴等により、暴力排除意識の高揚と不当要求防止対策の周知を図った。

ア チラシ

- ・ 暴力団絶滅へ
- ・ 暴力団0（ゼロ）宣言！！
- ・ 正義は悪よりも固し
- ・ 暴力団からの不当要求に対する応答事例集
- ・ 暴追センターの広報「暴力は、恐れず・迷わず・すぐ相談」
- ・ 不当要求防止責任者講習の広報「あなたの事業所を暴力団から守る講習です。」
- ・ 暴力団追放！「三ない運動+1」の推進
- ・ 甘い誘いはワナ！暴力団から少年を守るために

- ・ 民暴相談のしおり 他

イ ポスター・パンフレット

- ・ 暴力追放全国統一ポスター「暴力団のいないクリーンな世の中に」  
「暴力団を利用しない、恐れない、金を出さない」「暴力団と交際しない」
- ・ 暴力団追放令和2年カレンダー 他

ウ 小冊子

- ・ 不当要求防止責任者教本
- ・ 企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢対策
- ・ 暴力団の介入を防止するために「暴力団排除条項活用のススメ」
- ・ 民暴相談のしおり
- ・ 暴力団からの不当要求に対する応答事例集 他

エ 大型及びポケットカレンダー

- ・ ポスターの部 香川県最優秀賞作品及び標語の部 香川県最優秀賞作品「暴力団 みんなでなくそう おそれずに」のイラスト入りカレンダー

オ DVDビデオ

- ・ 暴力団がやってきた～暴力団による不当要求等の実態と対応要領
- ・ 暴力団排除「入札妨害・就労支援」
- ・ 不当要求の手口と対応「迷惑電話&クレーマー編」
- ・ 不当要求防止責任者の役割と講習概要
- ・ 奴らには屈しない 他

③ 暴力追放ポスター、広報紙、刊行物の配布

ポスター、チラシ、小冊子等の不当要求防止対策資料を企業、行政機関、地域・職域暴排団体、賛助会員等に配布

④ 「暴追センターだより」の配布

暴追センターの活動状況、最近の暴力団情勢、不当要求の手口及び対応要領等を掲載した広報紙「暴追センターだより」149号を作成して、暴排団体、関係機関、賛助会員等に配布



- ⑤ 全国暴力追放運動推進センターの広報紙「全国センターだより」の配布  
「全国センターだより」第94号～第96号を各種関係団体等に配布

- (2) 暴力追放ポスター・標語優秀作品の展示  
令和2年10月5日～10月9日、県庁ロビーにおいて、ポスター、標語の優秀作品を展示

- (3) 表彰関係

全国暴追センター会長表彰 (R2.12.9)	暴力追放功労(銅章)	弁護士 堀井 実
四国ブロック暴追センター 連絡協議会会長、中国・四 国管区警察局長表彰 (R2.12.9)	暴力追放功労(個人) (団体)	弁護士 安藤 修二 香川県遊技業協同組合 理事長 平山 剛
香川県暴追センター会長・ 香川県警察本部長表彰 (R2.12.9)	暴力追放功労(個人) (個人) (個人) (団体) (団体)	弁護士 山田 浩司 香川県弁護士会 田部真由美 株平井料理システム 平井 利彦 協同組合日専連高松 理事長 津村 潤治 一般社団法人香川県指定自動車学校協会 会長 福家 輝直
	感謝状	前暴力追放モニター 小田 忠義 前暴力追放モニター 大矢 博史
香川県暴追センター理事長 感謝状 (R3.3.15)	感謝状	(株)グランド商事・アドバンス 平山 剛

#### 暴追ポスター優秀賞

最 優 秀 賞	高松工芸高校3年	楠 朋果
優 秀 賞	高松工芸高校3年	河田蘭花
優 秀 賞	高松工芸高校3年	香川心渚
佳 作	高松工芸高校3年	山上かのん
佳 作	高松工芸高校3年	三木ちひろ
佳 作	高松工芸高校3年	造田知余

最優秀賞作品



#### 暴追標語優秀賞

最 優 秀 賞	暴力団 みんなでなくそう おそれずに	高松工芸高校1年	山中 響
優 秀 賞	追い出そう 僕らの街から 暴力団	高松工芸高校2年	大林 弘暉
優 秀 賞	この街は 暴力団に 屈しない	高松工芸高校2年	小川 真奈
優 秀 賞	どんどん 断断 暴力団	高松工芸高校3年	竹内 夏子
優 秀 賞	地域の輪 みんなで 摘みとる 暴力団の芽	高松大学1年	西本 徹

- (4) ホームページでの広報、暴排ビデオの貸出及び図書の斡旋
- ① 暴追センターホームページ掲載内容 (<http://www.boutsui-kagawa.or.jp>)
    - ア 不当要求と防止対策について
    - イ 責任者講習実施について
    - ウ 暴力団対策法の解説
    - エ 公益目的事業計画について 他
  - ② 暴排ビデオの無料貸出～年間87本
    - ア 暴力団がやってきた
    - イ あなたならどうする
    - ウ 不当要求、クレームへの初期対応
    - エ 不当要求の手口と対応
    - オ 奴らには屈しない 他
  - ③ 暴排資料・図書の貸出し、配布、斡旋
    - ア 図 書
      - ・ 民暴対策Q&A
      - ・ 公務員のためのクレーム対応マニュアル
      - ・ 行政対象暴力Q&A
      - ・ 反社会的勢力・不当要求対策の現在と未来
    - イ 資 料
      - ・ 不当要求防止責任者教本
      - ・ 企業・行政対象暴力の現状と対策
      - ・ 暴力団からの不当要求に対する応答事例集 他

(5) 暴力団排除・不当要求対策 ～ 暴排講演・講習実施状況

- ① 行政機関等に対する暴排講演・講習 ～ 14回 503名

【表1】

NO	月 日	開 催 名 称	人 数
1	R2. 6. 19	香川県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会総会	27
2	R2. 7. 20	香川県被害者支援連絡協議会令和2年度総会	45
3	R2. 8. 7	高松市役所職員不当要求防止責任者講習	53
4	R2. 8. 26	香川県職員不当要求防止責任者講習	49
5	R2. 8. 27	香川県職員不当要求防止責任者講習	36
6	R2. 9. 14	四国地方整備局不当要求防止責任者講習	31
7	R2. 10. 1	生活保護における暴力団排除連絡協議会	19
8	R2. 11. 18	丸亀市役所職員不当要求防止責任者講習	28
9	R2. 12. 2	香川県水道事業団不当要求防止責任者講習	30
10	R2. 12. 4	香川県遊技業協同組合等責任者総会	80
11	R2. 12. 10	香川県警察学校専科(知能・暴力)講義	10
12	R3. 1. 21	香川県土木部不当要求対策研修会	50
13	R3. 1. 25	四国少年院収容少年対象暴力団加入防止講演	21
14	R3. 2. 16	琴平町職員対象不当要求防止責任者講習	24
合 計			503

② 事業所等に対する暴排講演・講習等 ～ 27回 916名

【表2】

NO	月 日	開 催 名 称	人 数
1	R2. 6. 25	香川県証券警察連絡協議会 「反社会的勢力排除に関する基礎講座」	23
2	R2. 7. 15	企業対象不当要求防止責任者講習	33
3	R2. 7. 29	企業対象不当要求防止責任者講習	37
4	R2. 9. 10	香川県銀行警察連絡協議会総会	29
5	R2. 9. 25	企業対象不当要求防止責任者講習	31
6	R2. 9. 29	企業対象不当要求防止責任者講習	37
7	R2. 10. 15	J A中央地区反社会的勢力排除対応研修会	73
8	R2. 10. 22	J A西地区反社会的勢力排除対応研修会	53
9	R2. 10. 23	企業対象不当要求防止責任者講習	21
10	R2. 10. 29	企業対象不当要求防止責任者講習	24
11	R2. 11. 16	香川県生保警察連絡協議会	18
12	R2. 11. 25	香川県指定自動車学校副管理者法定講習	56
13	R2. 11. 25	西日本高速道路(株)不当要求防止責任者講習	32
14	R2. 12. 1	香川県公益事業・警察連絡協議会総会	24
15	R2. 12. 4	香川県遊技業協同組合等責任者総会	80
16	R2. 12. 11	西日本高速道路(株)四国地区不当要求防止総会	31
17	R2. 12. 17	企業対象不当要求防止責任者講習	34
18	R3. 1. 13	宅地建物取引士法定講習	45
19	R3. 1. 18	企業対象不当要求防止責任者講習	40
20	R3. 1. 25	西日本高速道路エンジニアリング(株)不当要求防止責任者講習	35
21	R3. 2. 2	企業対象不当要求防止責任者講習	20
22	R3. 2. 4	日本政策金融公庫反社勢力排除研修会	23
23	R3. 2. 9	宅地建物取引士法定講習	14
24	R3. 2. 10	香川県証券警察連絡協議会	20
25	R3. 2. 18	企業対象不当要求防止責任者講習	24
26	R3. 2. 25	企業対象不当要求防止責任者講習	32
27	R3. 3. 16	香川県公益事業・警察連絡協議会	27
計			916

- ③ 各種暴排の講演・講習活動等は、不当要求防止対策資料を提供するなどして行政機関対象に14回503名、事業所等対象に27回916名に対して実施した。

新型コロナウイルスの国内感染の拡大により、感染予防のため講習会等を中止、あるいは参加人員の規模を縮小して実施したため、例年に比べて実施回数、対象人員とも減少した。

なお、一部講習・研修会では、新型コロナウイルス感染防止対策として、WEB方式を取り入れた。

- ④ 暴力排除意識の浸透と不当要求防止対策の講演・講習

香川県警察、香川県弁護士会（民事介入暴力問題対策委員会）、賛助会員等の協力を得て実施した、行政機関及び地域・職域団体等の各種会議、研修会等における講演・講習の内容

ア 暴力団対策法による「行政対象暴力」からの被害防止

イ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の要旨と対応要領

ウ 行政機関及び地域・職域団体等に対する暴力団員等による不当要求行為への対応要領

「企業・行政対象暴力の現状と対策」を活用

エ 宅地建物取引士法定講習～暴力団員との不動産取引の防止、事務所使用防止対策

オ 暴力団三ない運動・プラス1「暴力団を利用しない 恐れない 金を出さない」・「交際しない」の周知

カ 香川県暴力団排除推進条例の概要と基本理念である「暴力団を利用しない、協力しない、交際しない」の浸透

キ 暴力団等の資金源封圧対策として「暴力団に金を得させない、暴力団に金を隠させない、暴力団に金を持たせない」の「新暴力追放三ない運動」の周知

ク 民暴被害者等に対し、暴追センター標語「暴力は、恐れず、迷わず、すぐ相談」による「駆け込み寺」としての相談窓口の周知 等

- (6) 暴力団排除街頭パレードとキャンペーンの実施 ～ 1回（三町ドーム）

・ R2. 10. 30 香川県暴力団排除推進旬間開始式

## 2 相談・助言(支援)事業

### 【被害の救済及び予防支援対策】

暴力団員等による不当要求行為の被害者、少年及び暴力団離脱希望者に対する相談・助言（支援）については、暴追センターを「暴力団等相談の駆け込み寺」として位置付け、面接・電話対応等により実施したほか、出前形式の「無料民暴弁護士出張相談所」を2カ所開設し、相談活動を積極的に推進した。

地域・職域団体における暴力団員等の不当要求行為防止責任者に対する講習会では、弁護士を交えての質疑応答の時間を設けるなど、実効の上がる対策を実施した。

【定款第4条第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・7号関係】

- (1) 暴力団等の排除と不当要求行為の防止のため、講演会・研修会等での相談・助言（支援）事業の実施状況

- ① 地域・職域で結成されている暴排組織・団体(企業)等が開催する総会・研修会等において、暴力団員等の不当要求への対応要領について、暴力団排除用の各種小冊子、DVD等を配付、視聴して、暴排講演・講習等を実施し、参加者から相談等を受理した。

- ② かつて対立抗争事件を起こし、現在も活発な活動をしている指定暴力団の組事務所を地区内に有する「瓦町駅周辺地区暴力追放住民会議」や地区内での暴力団員による拳銃使用殺人事件の発生を契機に結成された「中野町暴力追放住民会議」の総会・定例会（毎月）において、暴力団情勢等の情報交換や資料の提供等、地域に根ざした暴排活動を推進した。

(3) 暴力追放相談の受理と助言解決活動状況

① 相談・助言受理件数の推移

暴追センターが最重要事業として取り組んでいる暴力団員等による不当要求行為等の相談の受理は、暴追センター設立（平成4年）以降、逐年増加傾向にあり、ここ数年間は800件～1,000件台となっている。

令和2年度の相談総受理件数は、842件（前年比－28件）であった。この相談総受理件数のうち、99.8%（840件）を短期間に解決している。

相談内容を分析すると、昨年度はコロナ禍にあつて給付金支給にからむ属性照会等が大幅に増加した。

（H30～47件、R1～56件、R2～161件）

② 解決要因

ア 香川県警察組織犯罪対策課をはじめ各警察署の支援、「香川県警察機動暴力対策班」による民暴事案現場への出動、事件検挙と被害者保護等の諸対策。

イ 香川県弁護士会民事介入暴力問題対策委員会の弁護士約40名を「暴力追放相談委員」に委嘱し、民事的な事案に対する支援を受けている。

ウ 民暴弁護士による毎月第2・第4火曜日の無料相談、年度2回の無料出張相談を実施し、複雑な事案への対応を図っている。

③ 相談・助言受理件数の推移

【表4】

年	H4	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2(前年比)
面接	161	567	631	705	656	844	616	620	487	717	638	604(-34)
電話	56	221	211	182	167	159	182	176	149	200	174	187(+13)
文書	0	17	17	8	42	80	161	122	266	79	58	51(-7)
合計	217	805	859	895	865	1,083	959	918	902	996	870	842(-28)

④ 月別相談受理件数

【表5】

月	R2年	R1年	月	R2年	R1年
4	86	59	10	89	68
5	72	58	11	67	121
6	83	73	12	60	82
7	107	94	1	47	58
8	70	80	2	47	54
9	47	69	3	67	54
小計	465	433	合計	842	870

## ⑤ 不当要求別相談内容

【表6】

	不当要求行為	合計	暴力団	暴力団 関係者	えせ同和 行為者	えせ右翼	その他
1	機関誌購読要求行為						
2	寄付金・賛助金の要求行為	1					1
3	物品購入の要求行為						
4	架空請求要求行為						
5	因縁をつけたの要求行為	22			1		21
6	債務履行要求・高利取立要求行為	8	1				7
7	融資の要求行為	161	2				159
8	紳士録の登録など要求行為						
9	製品の欠陥等の要求行為						
10	損失補填の要求行為						
11	交通事故に絡む不当要求行為	3					3
12	示談交渉に介入した損害賠償要求行為						
13	街宣活動予告等による不当要求行為						
14	挨拶の要求行為						
15	下請け契約不当要求行為	124					124
16	騒音・環境等の迷惑料要求行為						
17	競売その他の執行行為への介入要求行為						
18	公共工事の受注入札等要求行為						
19	許認可等の決定等要求行為						
20	生活保護費等の公的給付要求行為						
21	公共料金等不払い要求行為						
22	行政サービスの提供要求行為						
23	組事務所立退き						
24	離脱	1					1
25	その他	522	54			16	452
	合計	842	57	0	1	16	768

⑥ 相談者の職業別の状況

【表7】

要求の内容	要求の内容																										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25		
合計	機 関 誌 購 読 要 求 行 為	寄 附 金 ・ 賛 助 金 の 要 求 行 為	物 品 購 入 の 要 求 行 為	架 空 請 求 要 求 行 為	因 縁 を つ け て の 要 求 行 為	債 務 履 行 要 求 ・ 高 金 利 取 立 要 求 行 為	融 資 の 要 求 行 為	紳 士 録 の 登 録 な ど 要 求 行 為	製 品 の 欠 陥 ・ 不 適 切 な 対 応 等 に 対 す る 要 求 行 為	損 失 補 て ん の 要 求 行 為 ・ 交 通 事 故 以 外	交 通 事 故 に 絡 む 不 当 要 求 行 為	示 談 交 渉 に 介 入 し た 損 害 賠 償 要 求 行 為	街 宣 活 動 予 告 等 に よ る 不 当 要 求 行 為	接 拶 の 要 求 行 為	下 請 け 契 約 要 求 行 為	騒 音 ・ 環 境 等 の 迷 惑 料 要 求 行 為	競 売 そ の 他 執 行 行 為 へ の 介 入 要 求 行 為	公 共 工 事 の 受 注 入 札 等 要 求 行 為	許 認 可 等 の 決 定 等 要 求	生 活 保 護 等 の 公 的 給 付 の 支 給 要 求 行 為	公 共 料 金 等 不 払 い 要 求 行 為	公 共 サ ー ビ ス の 提 供 要 求 行 為	組 務 所 立 ち 退 き	離 脱 等	そ の 他		
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	4																									4	
鉱 業 ・ 製 造 業	4																										4
建 設 業	156				4										123												29
不 動 産 業	32																										32
産 廃 業	0																										
公 益 事 業	4																										4
運 輸 業	25				1	1					2																21
貸 金 業	0																										
警 備 業	4																										4
卸 業 ・ 小 売 業	3																										3
飲 食 店 業	8					1																					7
金 融 ・ 保 険 業	272				3	161					1				1												106
旅 館 ホ テ ル 業	0																										
パ チ ン コ 業	1																										1
ゴ ル フ 業	1																										1
サ ー ビ ス 業	70				6	1																					63
娛 楽 業	0																										
風 俗 営 業 業	1																										1
そ の 他 の 産 業	27	1			2	1																					23
国 家 公 務 員	11				1																				1		9
都 道 府 県 職 員	42																										42
市 町 職 員	23				5																						18
教 職 員	1					1																					
学 生	0																										
無 職	53					2																					51
不 明	33					1																					32
そ の 他	67																										67
合 計	842	0	1	0	0	22	8	161	0	0	0	3	0	0	0	124	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	522

☆ 相談者の職業別では、金融・保険業、建設業、サービス業からの相談が多い。

☆ 行政機関（国、県、市、町）からの相談は、約1割（9.0%）、昨年は10.8%である。

⑦ 相談を端緒にした県警察に対する支援要請、事件検挙、中止命令等

相談事案の内、県警察に対して事件化に向けての相談、相談者、被害者に対する保護要請等を実施したものは4件であった。

暴迫センターへの相談を端緒として警察で事件検挙した事業や相談を端緒とした中止命令の発出はなかった。

⑧ 民暴弁護士無料相談等

ア 民暴弁護士による無料相談（毎月第2、第4火曜日午後）は、法的な解決策を提示するなど、専門家のアドバイスにより相談者の精神的不安を除去し、対決意欲を高めての解決ができ、好評を得た。

イ 民暴弁護士案件として対応依頼した相談件数は、5件（昨年対比－4件）であり、いずれも適切な対応により解決を図った。

(3) 民事介入暴力出張相談所の開設

令和2年年11月6日（金）、11月9日（月）に、県下2箇所（丸亀、高松）で民事介入暴力出張相談所を開設、警察、弁護士、暴迫センターの三者で対応し、13件、17人からの相談を受理した。継続案件については警察、弁護士に引き継ぐなど適切に対応した。

(4) 暴力団離脱・社会復帰支援対策

① 暴力団からの離脱と社会復帰を図るため、平成27年1月21日、高松公共職業安定所、高松刑務所等13団体による香川県暴力団離脱・社会復帰支援協議会総会を結成し、毎年協議会を開催してきたが、当年度は書面による開催とし、各機関からの意見を聴取し、結果を各機関で共有した。

また随時、高松刑務所入所中の受刑者の中で、暴力団からの離脱を希望している者に対し、離脱に向けての面接指導を実施した。（5回、5名）

② 暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定（広域連携協定）の運用

平成28年2月、暴力団離脱者の社会復帰を目的に結成された14都道府県の暴力団離脱・社会復帰支援協議会が、相互の連携を密にして離脱者の就労の実現に向けた支援を行い、社会の一員として更生させることを目的に「広域連携協定」を締結。

当センターでは「香川県暴力団離脱・社会復帰支援協議会」における加入承認を得て、平成29年11月30日に加入した。

令和2年3月には、同協定に基づき他県暴迫センターを介して就労希望者を受け入れ、県内企業において継続稼働中である。

上記就労受け入れ企業に対して、離脱者雇用給付金5万円を支給した。

③ 離脱者就労協力企業の増加

暴力団から離脱し、就労を希望する者を積極的に受け入れる意向のある企業は13社（昨年対比＋1社）となった。

④ 口座開設支援

暴力団離脱者が社会復帰するに当り必要となる給与振込み等口座の開設支援は、2名に対して実施、金融機関側の協力を受けて開設に至った。

⑤ 暴力団離脱者への経済的支援

暴力団を離脱し、当面の生活に困窮する者等に対する一時金の支給はなかった。

⑥ 暴力団離脱者の住民基本台帳事務における支援措置（住民票閲覧制限）への支援 1件

(5) 少年に対する暴力団の影響排除と相談受理時の指導・助言状況

- ① 少年に対する暴力団への加入阻止、組員の離脱促進及び更生援助・就職支援の指導・助言
- ② 四国少年院在監少年に対する暴力団加入阻止等に関する助言指導（1月26日）
- ③ 高松刑務所の受刑者に対する暴力団離脱と社会復帰教育については、専務理事が「高松刑務所篤志面接委員後援会理事」として支援

3 講習、研修事業

【不当要求による被害防止対策】

暴力団員等による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除意識の浸透・定着化を図るため、不当要求防止責任者に対する講習及び少年指導委員に対する研修を実施した。

【定款第4条第7号、第10号関係】

(1) 不当要求防止責任者講習実施状況

香川県公安委員会からの受託事業として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条により事業所が公安委員会に届け出た「不当要求防止責任者」に対し、県警察、民暴弁護士と暴追センターが一体となって不当要求防止責任者講習を実施した。

また、講習参加者に、「不当要求防止責任者選任事業所」ステッカーを交付した。

なお、当年度は新型コロナウイルスの国内感染の拡大により、感染予防のため講習会回数を削減、また1回当りの参加人員を縮小したため、実施回数、受講人員とも減少した。

① 選任時講習・定時講習実施状況

【表8】

年度別	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
実施回数	25回	23回	23回	22回	22回
受講者総数	1,011	1,033	978	1,172	1,102
選任時講習 (受講者数)	10回 (473)	12回 (572)	17回 (682)	19回 (853)	21回 (980)
定時講習 (受講者数)	15回 (538)	11回 (461)	6回 (296)	3回 (319)	1回 (122)

年度別	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	開始以来延数
実施回数	23回	22回	18回	21回	605回
受講者総数	1,076	1,034	921	751	22,686
選任時講習 (受講者数)	19回 (817)	17回 (783)	16回 (861)	17回 (619)	414回 (16,001)
定時講習 (受講者数)	4回 (259)	5回 (251)	2回 (60)	4回 (132)	191回 (6,685)

② 選任時講習

選任時講習は、暴力団対策法の規定により国、県、市等の行政機関、建設、運輸、不動産、サービス業等の企業内において選任し、公安委員会に選任届が出された不当要求防止責任者を対象に17回619人に対して実施した。

③ 定期講習

定期講習は、選任時講習後おおむね3年が経過している不当要求防止責任者を対象に4回132人に対して実施した。

ア 行政機関の役職者及び職員に対しては、行政対象暴力に対する「関係省庁の申し合わせ事項」と、平成24年8月1日公布の暴力団対策法の一部改正による行政対象暴力からの被害防止内容の浸透と定着化を図るため、「行政対象暴力の現状と対策について」を中心に講習を行った。

イ 各企業の責任者に対しては、平成19年6月の犯罪対策閣僚会議幹事会申合せの「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)の更なる浸透と定着化を図るため、反社会的勢力関係遮断の「チェックリスト」等を活用して、「企業対象暴力の現状と対策について」を中心に講習を行った。

クレーマー社会の出現に伴い、行政機関、事業所等に対する悪質なクレームが多発していることに鑑み、「クレーマー対策」と「有事の対応要領」を盛り込んだ講習を実施している。

(2) 暴力追放モニター及び暴力追放相談委員等の合同研修会

暴追センターの相談事業の活性化を図るため、香川県警察組織犯罪対策課長、香川県弁護士会民暴委員長を招いての暴力追放モニターと暴力追放相談委員(保護司・少年指導委員)の合同研修会を開催しているが、当年度は書面開催とし、意見要望を募り、対策などを含めて委員に還元した。

4 助成、貸付事業

【救援対策】

暴力団の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止し、また、暴力団員等の不当な行為による被害者に対して見舞金等を支給し、民事訴訟の支援等の救援を行う事業であり、民事訴訟支援を積極的に実施して解決を図った。 【定款第4条第6号、9号関係】

(1) 被害者に対する見舞金の支給状況

被害者に対する見舞金の支給はなかった。

(2) 民事訴訟支援状況

① 年度別訴訟支援状況

【表9】

年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
訴 訟 数	2	6	2	3	6	5	4	8	9	5	2	5	2	5	6	0	2
勝訴(和解)	2	6	2	3	6	5	4	8	9	5	2	5	1	6	3	2	2

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	累計
訴 訟 数	4	2	2	2	2	3	2	1	2	0	1	1	94件
勝訴(和解)	2	3	2	2	3	3	2	1	1	2	1	1	94件

- ② 民事訴訟支援  
和解金請求事件～勝訴判決
  - ③ 訴訟費用の貸付  
訴訟費用の貸付はなかった。
  - ④ 差し止め請求関係業務  
暴力団事務所付近の住民等から委託を受けての、暴力団事務所への使用差し止め請求事案はなかった。
- (3) 地域・職域の暴力追放組織に対する暴力団追放活動助成金支給状況  
中野町暴力追放住民会議等の総会、街頭キャンペーン等が新型コロナウイルス感染防止等の観点から中止となったため、助成金の支給はなかった。

## 5 調査、資料収集事業

### 【効果的な広報啓発、不当要求行為防止活動対策】

暴力団員等による不当な行為の防止に関する知識の普及、思想の高揚を図るための広報啓発及び地域・職域における暴排講習・講演活動等を効果的に実施するため、調査、資料収集及び各種研修会への参加等により、本事業を推進した。

【定款第4条第1号、第11号関係】

調査及び資料収集事業については、全国暴追センター会議、四国ブロック弁護士会民暴対策委員会等への参加、香川県警察、香川県及び他府県暴追センターとの情報交換、暴力団情勢の調査及び資料収集を行い、その内容を各事業に反映させた。

#### (1) 暴力団等の排除、被害予防に資するための調査と資料収集

暴力団等に関する情報収集、効果的な暴排活動については、行政機関・事業所等に対する「不当要求防止責任者講習」の効果的な実施要領、暴力団員による不当な行為の手口と対応要領及び、センター業務全般についての調査・研究活動を行った。

##### ① 生活保護における暴力排除連絡協議会（10月1日：香川用水資料館多目的室）

ア 最近の暴力団関係相談について

イ 実務担当者による協議

##### ② 暴追センター研修会等

ア 全国暴力追放運動中央大会（11月26日：明治記念館）

イ 全国専務理事、事務局長等研修会（9月15日：リモート開催）

ウ 暴追センターブロック会議（3月16日：リモート開催）

##### ③ 民事介入暴力四国ブロック協議会（3月5日：リモート開催～弁護士会館）

各県弁護士会民暴委員会活動状況、各県暴追センター活動状況

水戸市における暴力団事務所使用差し止め請求事件、特殊詐欺事件における組長責任追及訴訟の概要について～茨城県弁護士会民暴委員会副委員長篠崎和則氏

##### ④ 香川県警察との連携強化を図るための事業活動

知能犯・暴力犯捜査専科生に対する講義（12月10日）

「暴追センターの概要と警察との連携」等

#### (2) 暴力追放モニターを運用しての調査と資料収集

モニターの運用にあつては、地域・職域における活動状況及び暴力団等からの不当要求及び民事介入暴力等暴力団情報の通報を受け個別に対応している。

## 6 公益事業実施のための財源に係る賛助会員入会・退会状況

暴力団員等による不当な行為の防止と被害の救済活動を行い、暴力のない安全で平穏な社会を実現するための当センターの活動趣旨に賛同され、令和2年度に新たに入会された会員と、支店の統合・合併等により退会された会員は次のとおりである。

### (1) 新規会員

10会員（個人 2会員・企業、団体 8会員）

（資料 8：令和2年度新規加入賛助会員名簿のとおり。）

### (2) 退会会員

5会員（個人 5会員）

### (3) 会員累計数

【表10】

令和2年度は、企業・団体84会員、個人445会員、合計529会員である。

区 分	加 入	退 会	令和2年度	令和元年度
企業・団体	8	0	84（+8）	76
個 人	2	5	445（-3）	448
計	10	5	529（+5）	524

### (4) 賛助会員証の交付

暴力団員等による不当な行為の防止及び被害の救済活動を行い、暴力のない安全で平穏な社会の実現のための当センターの活動に賛同された新規会員に対し、会員証等を交付した。

## 7 理事会、評議員会等の開催

第1回臨時評議員会	令和2年	4月11日	（評議員の選任）
第2回臨時評議員会	令和2年	4月30日	（理事の選任）
第1回定時理事会	令和2年	6月 3日	（副会長他役員を選任、令和元年度事業報告、収支決算等の承認等）
第1回定時評議員会	令和2年	6月16日	（理事の選任、令和元年度事業報告、収支決算等の承認等）
第3回臨時評議員会	令和2年	7月 3日	（評議員の選任）
第4回臨時評議員会	令和2年	7月16日	（理事の選任）
第5回臨時評議員会	令和3年	1月14日	（監事の選任）
第2回定時理事会	令和3年	3月17日	